

仮囲緑化実証実験協力者募集要領

令和6年4月

東京都都市整備局

1 要領の目的

都は、緑の量的な底上げ及び質の向上並びに立体的な緑化の普及促進を図るため、その効果を検証することとしました。

本要項は、民間事業者が施工している工事現場を活用した立体的な緑化による効果を検証するための実証実験（以下「実証実験」という。）を行う協力者を公募する事項を定めるものです。

2 実証実験概要

(1) 目的

工事現場に設置される仮囲いに、緑化したユニットを導入することで、仮囲いを「実験区」とし、先進的な緑化技術について検証します。

都心の工事現場は、人々の往来も多く、目に留まりやすいことから、都民及び事業者へのアピール効果が期待されるものです。

(2) 公募対象

以下に定める条件で、実証実験への協力が可能な事業者（以下「協力者」という。）を募集します。

1) 立地

23区内に位置する工事現場で、道路や駅などの主要な公共施設から視認性の高い場所にあり、不特定多数の人の目につく歩道沿い等に立体的な緑化を施した仮囲い（以下「仮囲緑化」という。）を行うことが可能であること。

2) 期間

協力者決定後から令和7年3月末までの間

3) デザイン・機能

ア 設置場所の地域特性を踏まえたデザインを施し、緑化による多面的機能の発揮が期待されること。

イ 夜間ライトアップ等を実施する場合は、東京都屋外広告物条例等景観に関する関係法令の手続を要しないものを原則とすること。

4) 効果検証への協力

ア 都が別途行う立体的な緑化の効果検証に協力すること。

※効果検証への協力とは、調査者の敷地への立入り、機器の設置場所の提供等を想定している。

※効果検証は、令和6年夏頃から令和7年2月までの間で、雨水調査、温熱調査、心理的影響に関する調査、生物調査等の実施を想定している。

5) その他

- ア 都が指定する期間までに仮囲緑化の設置を完了すること。
- イ 仮囲緑化設置に必要な工事期間を除き、原則として、3か月以上、継続して設置が可能であること。
- ウ 既存仮囲いの全面的な改修を含み、新たに緑化するものであること。
- エ 仮囲いの高さが3 m以上、敷地境界から仮囲いまでの距離が原則 10cm 以上、道路に面する連続した仮囲いの延長が約 20m 以上を確保できること（別紙イメージ図参照）。
- オ 協力者が自ら責任をもって仮囲緑化として施工した緑化植物の維持管理を適切に行えること。
- カ 緑化部分の保守が安全にできるように設計されること。
- キ 構造的に仮囲緑化の設置が可能なエリアを有し、安全に設置ができること。
- ク 仮囲緑化の実施目的を掲示して普及啓発に取り組むこと。
- ケ 設置した仮囲緑化のうち、令和7年度以降も継続して使用できるものについては、実証実験の終了後も廃棄することなく活用を検討すること。

(3) 費用負担等

1) 対象経費

- ア 設計費（構造計算に要する費用含む。）、工事費、材料費、維持管理費等、仮囲緑化に必要な実費相当額のうち、1 mあたり 40 万円を上限として 60m 分、計 2,400 万円を上限として都が費用を負担します。
 - ※当該事業の実施に係る費用を明確に区分し、示した場合に限ります。
 - ※応募するために要する費用及びデザイン向上のために設置するオブジェやライトアップ等に要する費用については、都は負担しません。
- イ 都が実施する効果検証に要する費用（数値計測、検証等）については、都が負担します。
- ウ 都が負担する費用は消費税を含め、都と協力者が別途締結する協定書で定める額を超えないこととします。
- エ 自然災害に起因して実証実験で設置した仮囲緑化が破損した場合の復旧については、対応方法や費用負担等を含め、都と協議の上、決定します。

2) 支払

- ア 都は、都と協力者が別途締結する協定書に基づき、協力者が令和6年度内に支払った費用を対象として、当該事業終了後、令和7年5月末までに実費相当額を支払います。

- イ 協力者は、当該事業終了時に実証実験に要した費用を記載した完了報告とその根拠となる領収証等の支払を証明する資料等を提出し、令和7年3月末までに都の確認を受けるものとします。

(4) 遵守事項等

実施に当たっては、次の事項を遵守してください。

- 1) 使用する仮囲いの日常管理及び安全管理は、協力者の責任において行ってください。
- 2) 実証実験中に寄せられる質問や苦情に対して、協力者は、真摯に対応するものとし、適宜都に回答方針を協議するとともに、回答した内容を共有するものとします。
- 3) 万が一、事故が発生した際の緊急連絡先及び連絡ルールを実施計画に記載してください。
- 4) 仮囲緑化の設置とその後実証実験の対象期間が終了するまでの間、協力者が所有し、又は管理する機器類その他機材に盗難、破損等の損害が生じた場合、都は一切の責めを負わないこととします。
- 5) 都が実施する評価検証で収集するデータは、協力者の求めに応じて都が共有することとします。提供したデータについては、都の許可を得ることなく第三者への開示、転載及び掲載を行うことを禁止します（詳細については、都と協議の上、協定に定めることとします。）。
- 6) 実証実験で購入した仮囲緑化に関わる資材等の財産は、事業者に帰属します。

(5) 協力者の応募資格

応募者は次の1)～6)の全ての事項を満たすものとします。

- 1) 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成18年年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- 6) 事業の実施能力を有する者であること。

(6) 応募方法

1) 応募様式等

ア 応募申請

都が指定する日時までに、次の書類を1部提出してください。

- ① 仮囲緑化実証実験協力者（応募・辞退）申請書（様式1）
- ② 仮囲緑化実証実験提案書（様式2）
- ③ 仮囲緑化実証実験に係る誓約書（様式3）

受付期間は、「(8) 申請書の審査及び協力者の選定」に定められた期日のおりとしします。

なお、様式1提出後に辞退する場合は、様式1（辞退申請書）を「(8) 申請書の審査及び協力者の選定」に定められた期日までに提出し、辞退する意向を明らかにしてください。

イ 提出書類

申請者は、都が行う審査のため、下記の書類を提出してください。

- ① 全体工事概要（工事箇所図、平面図等）
- ② 仮囲緑化設置予定箇所図（方位記載）
- ③ 仮囲緑化平面図（方位記載）・立面図
- ④ 仮囲緑化イメージ図
- ⑤ 工程表（準備工、設置、管理）
- ⑥ 使用予定植栽種リスト
- ⑦ 使用予定メーカーリスト
- ⑧ 経費説明図書
 - ・設計費：構造計算等、仮囲緑化の設計に要する費用
 - ・工事費：仮囲緑化の設置等、施工に要する費用
 - ・材料費：緑化植物等に要する費用
 - ・維持管理費：想定される光熱水費等
- ⑨ 管理計画（維持管理内容、頻度等）
- ⑩ 工事及び管理体制図
- ⑪ 仮囲緑化資材の再利用方法
- ⑫ その他都が必要と判断する資料

2) 提出方法

応募用紙は下記ホームページからダウンロードし、提出書類は郵送、持参又は電子データの送付により提出してください。

郵送する場合は、下記住所宛てに郵送してください。

持参又は電子データの送付を希望する場合は、事前に事務局宛てに御連絡ください。

郵送又は持参する場合は、別途都から示す方法により、電子データを併せて送付してください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/ryokuchi_keikan/greenwal1.html

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 仮囲緑化実証実験協力者募集担当

3) 応募後の取扱い

ア 提出書類は、返却、引換え、変更、加除修正及び取消しをすることができないものとします。

イ 提出書類は、本事業の選定作業以外には無断で使用しません。

ウ 提出書類は、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

エ 提出書類を対象エリアの施設管理者などを含む関係者に供することがあります。

オ 提出書類は一切返却を行いません。また、提出書類は、都の保存期間終了後、適切に廃棄処分します。

カ 提出書類を作成するに当たり、都から提供した資料の内容は、公表されているものを除き、第三者への漏えいを禁止します。また、当該資料は、公表されているものを除き、提出書類を提出する際に、都へ返却するものとします。

キ 申請が採用された場合、都と綿密な連絡・調整を行い、実証実験の目的を実施計画案に十分反映するものとします。なお、採用された実施計画案について、都は、協力者と協議の上、その一部を修正することができるものとします。

4) 質問等

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問書(様式4)により、次のとおり受け付けます。

ア 質問受付期間

下記「(8) 申請書の審査及び協力者の選定」に定められた期日のとおり

イ 質問方法

メールに質問書を添付して送付してください。

ウ 提出先

「下記(12)連絡先・担当」により指定されたメールアドレスへ提出してください。

エ 提出の際のルール

メール送付の際、件名は次のとおりとしてください。

【実証実験質問】（8ケタの送信年月日）（事業者等所属名）

例）2024年4月1日に株式会社●●●●がメール送付する場合

【実証実験質問】20240401 株式会社●●●●

オ 質問に対する回答

質問とそれに対する回答を一覧にして、質問者全てにメールで御連絡します。

カ 質問受付期間外の質問及び提出の際のルールに則していない質問については、受け付けないことがあります。

（8）申請書の審査及び協力者の選定

1）審査方法

申請内容を審査するために「実証実験等協力者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を構成し、別に定める評価基準（別紙1）に基づき総合的に審査します。

2）ヒアリング

提出書類に基づき、委員会によるヒアリングを行う場合があります。詳細については、別途申請者宛てに通知します。なお、ヒアリングした内容は、提出書類を含み審査対象とし、協定書等へ反映するものとします。

3）選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

ア 公募開始

令和6年4月18日（木曜日）

イ 質問の受付

令和6年5月7日（火曜日）正午まで

ウ 上記質問に対する回答

令和6年5月10日（金曜日）（予定）

エ 申請書の受付

令和6年5月17日（金曜日）正午まで

オ 様式1（辞退申請書）様式1（辞退申請書）の受付

令和6年5月24日（金曜日）正午まで

キ ヒアリング

令和6年5月下旬（予定）

ク 協力者の選定・通知

令和6年6月中旬（予定）

4）協力者の選定

ア 選定方法

協力者は、提出書類及びヒアリングの内容から、別に定める評価基準（別紙1）と照らし、上位から最大5社を採用します。

イ 審査結果及び選定結果

(ア) 通知期日

「(8) 申請書の審査及び協力者の選定」に定められた期日のとおり

(イ) 通知

選定結果を全ての申請者に個別に通知します。審査に対する問合せには対応しません。

5) 審査の考え方

別紙1「仮囲緑化実証実験協力者応募申請書評価基準」のとおり

(9) 実施計画の案の提出

協力者に選定された者は、実施計画書の案をまとめ、都が定める期限までに都に提出するものとします。実施計画書の案には(6) 1) イと同様の項目を記載してください。

提出された実施計画の案は、委員会の確認を得るものとします。

(10) 協定の締結

実施計画の案について委員会の確認を得た協力者は、実施計画の案の内容を踏まえた、都が用意する次に掲げる全ての事項を含む協定を都と締結するものとします(協定内容は、本要領の内容を基本とします。)

- 1) 実証実験の実施・変更・中止に関すること。
- 2) 都と協力者の役割分担及び費用負担並びに完了報告に関すること。
- 3) 効果検証の実施、調査協力及び検証結果の使用に関すること。
- 4) 成果の公表に関すること。
- 5) 損害賠償、不可効力等に関すること。

(11) 注意事項

- 1) 電子データで提出するものは、Microsoft Office で閲覧が可能な形式及びPDF形式としてください。
- 2) 本件に係る公募の手續、都との協議及び提出物に使用する言語は、日本語に限ります。
- 3) その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。

(12) 連絡先・担当

〒163-8001

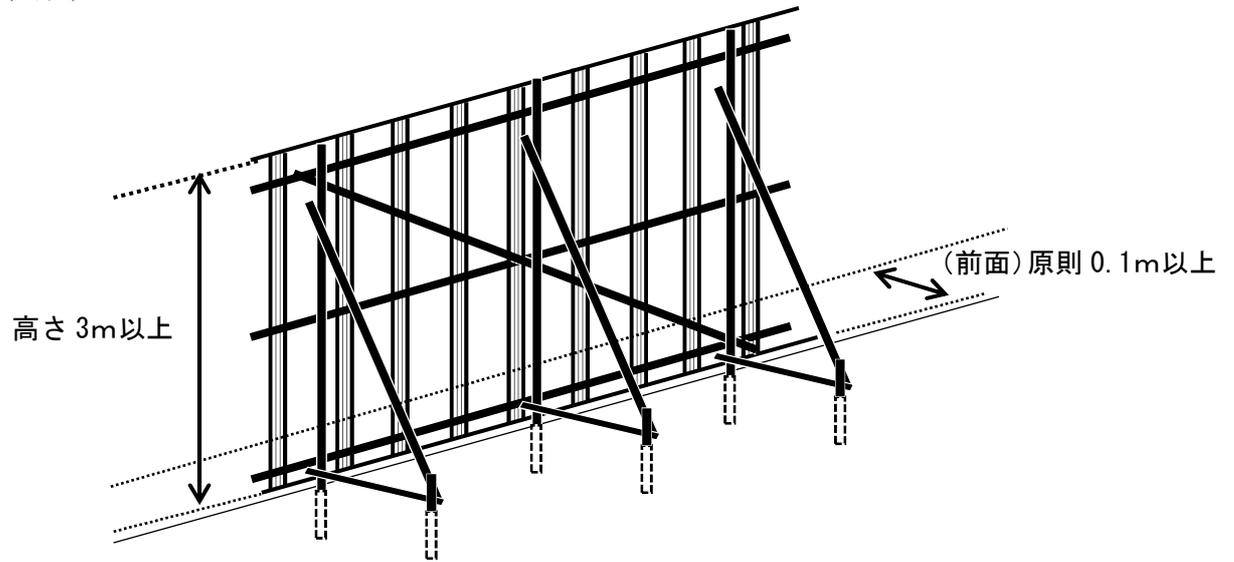
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 仮囲緑化実証実験協力者募集担当

電話 03-5388-3264 (直通)

E-mail S0000169@section.metro.tokyo.jp

(別紙)



仮囲いイメージ図

仮囲緑化実証実験 協力者応募申請書評価基準

1 目的

「仮囲緑化実証実験協力者応募申請書評価基準（以下「評価基準」という。）」は、東京都が公募する「仮囲緑化実証実験（以下「実証実験」という。）」の協力者を「実証実験等協力者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」が選定するための方法、評価基準等を示すものである。

2 評価の方法

- (1) 申請書等提案書類及びヒアリングの内容を評価の対象とし、申請書等の提案内容が「仮囲緑化実証実験協力者募集要領」に記載されている事業目的に沿った適切な計画であるかを評価する。
- (2) 次の項目を評価する
 - ア 事業の妥当性
 - イ 計画の妥当性
- (3) 評価基準は次のとおり
 - ア 事業の妥当性
事業目的に沿った実証実験の実施が可能となるかどうか、実現可能な計画・体制があり、完遂できる能力があるかを評価する。
 - イ 計画の妥当性
提案された内容が地域の魅力向上に貢献し、環境への配慮や将来普及が期待されるものであるか、及び都が掲げる政策目標に資するものであるかを評価する。
- (4) 評価の点数については 45 点満点とし、得点配分については事業の妥当性を 15 点、計画の妥当性を 30 点とする。
- (5) 評価項目の内訳、それぞれの観点及び点数の配分は、以下による。

| 評価項目 | 得点 | 評価の観点 |
|---|----|--|
| ア 事業の妥当性 | | |
| (1) 場所の妥当性 | | |
| 実証実験の実施場所としてふさわしい場所であること。 | 5 | 多くの人の目に触れる場所であることや歩道幅員が広いことなど効果検証にふさわしい場所である方が望ましい。 |
| (2) 工程 | | |
| 令和6年度中に仮囲緑化を実施し、効果検証の実験に協力できるスケジュールであること。 | 5 | 令和6年度内に温熱効果を検証するため、より長期間、仮囲緑化を設置できる工程であることが望ましい。 |
| (3) 遂行の体制 | | |
| 本事業の実施が可能な人員体制を有していること。 | 5 | 役割と責任が明記され、安全かつ合理的であることが望ましい。 |
| イ 計画の妥当性 (将来性) | | |
| (1) 地域への配慮 | | |
| 事業地周辺に配慮した計画であること。 | 5 | 景観向上やにぎわい創出など、地域の魅力向上に資することが望ましい。 |
| (2) 普及効果 | | |
| 将来普及が期待されること。 | 5 | 経済的である、管理しやすいなど、より普及しやすいことが望ましい。 |
| (3) 環境への配慮 | | |
| 緑化資材を有効活用できる計画であること。 | 10 | 資材の再利用など、環境への配慮がなされていることが望ましい。 |
| (4) 政策との整合 | | |
| 立体的な緑化による効果が都の政策目標と整合していること。 | 10 | 「未来の東京」戦略の戦略13、東京都生物多様性地域戦略等で示している、都の政策目標達成への貢献がより大きく期待されることが望ましい。 |

- (6) 評価点の算出については、評価項目のそれぞれについて、委員会の各委員が次の0から5までの6段階で評点を付け、委員会各委員の採点を平均した点をもって得点とし（「政策との整合」については、0から5までの6段階で付ける評点に2を乗じた値を得点とする。）、その平均点が上位から最大5社を採用する。ただし、各項目における評点に0点又は1点があつても含まれていた場合は、失格とする。

| 評点 | 評価の考え方 |
|----|------------------------------|
| 0 | 提案がない |
| 1 | 最低限の要求水準を満たしておらず、許容不可である提案 |
| 2 | 最低限の要求水準を満たしていないが、調整の余地がある提案 |
| 3 | 最低限の要求水準を満たしている提案 |
| 4 | 最低限の要求水準よりやや優れている提案 |
| 5 | 最低限の要求水準より優れている提案 |

仮囲緑化実証実験協力者（応募・辞退）申請書

令和 年 月 日

東京都都市整備局都市づくり政策部 宛て

実証実験への（応募・辞退）意向を表明します。

応募を予定している事業の概要を可能な範囲で記載してください。

（100 文字程度）

| |
|--|
| |
|--|

| | |
|------------|--|
| 住所 | |
| 団体名 | |
| 代表者名 | |
| 担当部課及び担当者名 | |
| 連絡先電話番号 | |
| メールアドレス | |

仮囲緑化実証実験提案書

- ① 全体工事概要全体工事概要（工事箇所図、平面図等）
- ② 仮囲緑化設置予定箇所図（方位記載）
- ③ 仮囲緑化平面図（方位記載）・立面図
- ④ 仮囲緑化イメージ図
- ⑤ 工程表（準備工、設置、管理）
- ⑥ 使用予定植栽種リスト
- ⑦ 使用予定メーカーリスト
- ⑧ 経費説明図書
 - ・設計費　　：構造計算等、仮囲緑化の設計に要する費用
 - ・工事費　　：仮囲緑化の設置、施工に要する費用
 - ・材料費　　：緑化植物等に要する費用
 - ・維持管理費：想定される光熱水費等
- ⑨ 管理計画（維持管理内容、頻度等）
- ⑩ 工事及び管理体制図
- ⑪ 仮囲緑化資材の再利用方法
- ⑫ その他

仮囲緑化実証実験に係る誓約書

令和 年 月 日

東京都都市整備局都市づくり政策部 宛て

仮囲緑化実証実験協力者へ応募するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 次に掲げる全ての事項を満たします。
 - 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- 提出する全ての書類に一切の虚偽はありません。
- 募集要領の全てを理解し、その内容について同意します。
- 実証実験の協力者に選定された場合は、募集要領及び提出書類の内容を踏まえ、都と協議の上、実証実験の実施に係る協定を締結します。協定を締結できない場合には、選定を取り消されても異議申立ては行いません。

また、取消しに伴い生じる全ての損害及び被害について、都に請求しません。
- 協定の締結後に 1 から 4 までに関して虚偽が判明した場合、協定の解除など、都からの指示を無条件に受け入れます。

(グループの代表者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(構成員)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(構成員)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

質問票

1 担当者連絡先

| | |
|----------|--|
| 団体名 | |
| 部署名 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| Eメールアドレス | |

2 質問事項

| | |
|---------|---|
| 質問の該当箇所 | ※募集要領や公募書類等における該当箇所（ページ、目次名等）を記載してください。 |
| 質問内容 | |

※令和6年5月7日（火曜日）11：59を過ぎての質問は、受け付けいたしかねます。